

一般社団法人 日本小児アレルギー学会 倫理委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本小児アレルギー学会(以下、「本会」という。)定款第34条の規定に基づき、この法人に設置する委員会に関し必要な事項を定める。

(設置)

第2条 本会の様々な活動における倫理的諸問題に対して、その倫理性を判断し、助言を与えるため、倫理委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

(職務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 会員の医療行為について倫理的疑義が提起された事項
- (2) その他、必要と認めた事項

(構成)

第4条 委員会の構成は、委員長1名及び10名以内の委員とする。

- 2 必要に応じて委員の中から副委員長をおくことができる。
- 3 副委員長の設置は理事会の決議に基づき決定する。
- 4 必要に応じて委員会に審議する事項に関して専門的知識・経験を有するもの(外部識者)の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 5 委員の増員については理事会の決議に基づき決定する。

(候補者の選任)

第5条 理事長候補者は、理事長候補者選挙終了後速やかに、理事候補者から委員長候補者、必要に応じて副委員長候補者を理事候補者会の承認を経て指名する。

- 2 理事長候補者、委員長候補者は、協議の上、原則として代議員、理事、理事候補者の中から委員候補者を選出し、理事候補者会の承認を得る。
- 3 委員長候補者、副委員長候補者、委員候補者は、就任時の年齢を直近の選挙実施年度の3月31日に年齢64歳以下とする
- 4 委員会の委員長候補者は、就任時に原則2委員会まで兼務することができる。

(任期前の委員会への参加)

第6条 前条により選出された委員長候補者、副委員長及び委員候補者は、任期開始前に開催される委員会及び定時代議員総会直前に開催される委員会にオブザーバーとして参加する。

- 2 前項の委員会への招集は理事長が行う。

(選任及び委嘱)

第7条 第5条により選出された委員長候補者、副委員長及び委員候補者は定時代議員総会後初めての理事会で委員長、副委員長及び委員に選任され、理事長が委嘱する。

- 2 委員会顧問を置く場合には、理事長が第1項の理事会に推薦し、当該理事会の承認を経て理事長が委嘱する。
- 3 委員に欠員が生じたときは、委員長が理事会に推薦し理事会の承認に基づき、委員の補充をすることができる。この場合も、理事長が委嘱する。

(任期)

第8条 委員の任期は、理事会による委員の選任の日から、約2年後の新委員の選任の日までとし、再任を妨げない。

2 欠員又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 委員会顧問の任期は、所属する委員会の任期内とし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長の職務)

第9条 委員長は、委員会を招集して議長となるほか、会務を総理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故がある時はその職務を代行する。

3 委員長及び副委員長が欠席する場合は、あらかじめ代行を指名し、その代行が議長となる。

(議決)

第10条 委員会は、全委員の3分の2以上の出席しなければ議決を行うことができない。ただし、委員は、書面あるいは議決権のもつ委員を代理人として議決権を行使することが出来る。また、書面又は電磁的記録による審議の場合は、期限内の議決権の行使を出席とみなす。

2 委員会の議決は、出席した委員の過半数の賛成で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

3 第4条第4項の外部識者及び第6条第1項のオブザーバーは委員会で意見を述べる事が出来るが、議決権をもたない。

(申請)

第11条 委員会の審議を希望する申請者は、倫理審査申請書を添付し、理事長に提出する。

2 理事長は、申請事項を委員会に諮問し、委員会は第2条に基づき審議する。

3 委員長は、審議の結果を理事長に答申する。

4 理事長は、答申を受けた内容を理事会の決議に基づき、申請者に通知する。

5 委員会は、必要に応じて申請者に対してヒアリングを行うことができる。

(報告)

第12条 委員会の委員長は審議内容及び活動状況を、理事会に報告しなければならない。

(経費)

第13条 委員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、委員会等の業務に支障を来す恐れがある場合には、直近の理事会まで理事長が暫定処置を講ずることができる。

2 この規程に定めるもののほか、各委員会の運営等について必要な事項は別に定める。

(規程の変更)

第15条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附則

この規程は、本会成立の日から施行する。

(令和3年11月12日 一部改訂)